

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～死亡保険金は受取人固有の財産～ その1

今回からシリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をします。今回（第1回）は、死亡保険金は受取人固有の財産であることから、相続対策で生命保険を活用するメリットについて解説します。

1. 死亡保険金は原則として特別受益に該当しない

本来、死亡保険金は、契約者と保険会社との生命保険契約等に基づき支払われるものであることから、被相続人の遺産には該当しません。しかし、相続税法上は、被相続人が負担した保険料に相当する部分の生命保険金等は、受取人が保険金相当額の経済的利益を受けていることから、その取得した生命保険金等を相続又は遺贈により取得したものとみなし、課税することとしています。

生命保険金は、保険金受取人の固有の財産となるため、被相続人の遺産ではありません。そのため、遺産分割の対象となる財産にも含まれません。よって、確実に保険金受取人のものとすることができますので、確実に渡しておきたいという方がいる場合には、その方を保険金受取人とした保険契約をしておくとい良いでしょう。

また、生命保険金は特段の事情がない限り、特別受益の対象となりません（最高裁決定：平成16年10月29日）。

2. 特段の事情が存するとした裁判例

裁判所	決定日	遺産の総額	保険金額	持戻しの有無
東京高裁	平成17年10月27日	10,134万円	10,129万円	あり
名古屋高裁	平成18年3月27日	8,423万円	5,200万円	あり（受取人である妻との婚姻期間3年5か月）
東京地裁	平成31年2月7日判決	11,015万円	5,000万円	あり
東京地裁	令和3年9月13日判決	2,179万円	1,475万円	あり
広島高裁	令和4年2月25日判決	772万円	2,100万円	なし（※）

（※）広島高裁の事例では、「死亡保険金の受取人である被相続人の妻は、現在54歳の借家住まいであり、本件死亡保険金により生活を保障すべき期間が相当長期間にわたることが見込まれ、これに対し、被相続人の母は、被相続人と長年別居し、生計を別にしており、被相続人の父（原告人の夫）の遺産であった不動産に長女及び二女と共に暮らしていることなどの事情を併せ考慮すると、保険金受取人である被相続人の妻とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存するとは認められないこと等から、本件死亡保険金を特別受益に準じて持ち戻すべきである旨の被相続人の母の主張には理由がない。」と判示しました。

3. 設例で検証

以下の設例で、生命保険金が特別受益に該当するか否かによって、遺産分割がどのようになるのか確認します。

【設例】

(1) 前提条件

- ① 被相続人 父（令和6年4月死亡）
- ② 相続人： 母、長男、長女
- ③ 相続財産： 7,500万円
- ④ 生命保険金： 3,000万円（母が受取人）

(2) みなし遺産価額 生命保険金が特別受益に該当する場合 7,500万円+3,000万円=10,500万円

（単位：万円）

	特別受益の持戻し		
	持戻しをする場合	持戻しがない場合	
相続財産	7,500	7,500	
特別受益	3,000	—	
みなし遺産価額	10,500	7,500	
各相続人の 相続分額	母	2,250	3,750
	長男	2,625	1,875
	長女	2,625	1,875

生命保険金が特別受益に該当しない場合に母は、法定相続分により相続する財産+生命保険金の合計6,750万円を相続することができます。

（文責： 山本和義）